

2024年4月1日より

相続登記が義務化されました！

相続した不動産 移転登記せずに放置していませんか？

2024年4月1日より「民法等の一部を改正する法律」が施行され、相続登記が義務化となりました。
これにより、定められた期間内に所有権の移転登記*
手続きを行わないと、**罰則規定**が設けられました。

※移転登記とは？
相続が発生し所有者が変更された場合や
所有者の住所が変更になった際に、
法務局にて正しい情報を登記すること



相続登記の期限

自己のために相続開始があったことを知り、かつ
不動産の取得したことを知った日から3年以内

施工日より前に相続となった場合も対象です

⇒施工日から3年以内に登記手続きすることが義務となります

【期限：2027年3月末まで】

10万円
以下の過料

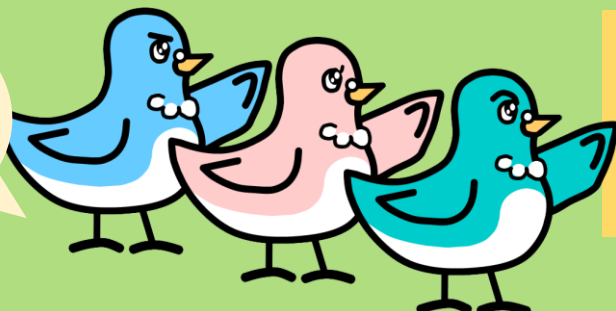
罰則

相続登記手続きを
放置していると
こんなことにも

- 不動産を売れない・担保設定ができない
- 権利関係が複雑になり余計な費用が必要に
- 認知症等で遺産分割が困難に
- 他の相続人の債権者による差し押さえも
- 登記に必要な書類が入手困難に



こんな方は
ぜひ一度
当社にご相談
ください



- ▶ 相続登記の実施方法が知りたい
- ▶ 相続登記義務化の内容を詳しく知りたい
- ▶ この機会に相続物件の売却を検討したい

ご相談は無料！まずは今の状況をお聞かせください。